

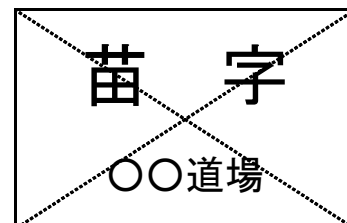
## 2019年度 全国小学生学年別柔道大会 東京都予選会（第16回）要項

1. 目的 わが国の将来を担う小学生の心身ともに健全な育成を目指し、児童相互の交流・親睦及び正しい柔道の普及・発展を期する。また、将来の日本柔道を背負う、ジュニア選手育成を目的とする。
2. 主催 公益財団法人 東京都柔道連盟
3. 日時 2019年5月26日（日） 開会式 午後1時
4. 会場 講道館 女子部道場  
〒112-0003 文京区春日1-16-30 道場受付 TEL 03(3818)4894
5. 参加資格
  - (1) 2019年2月3日沖永荘一杯第30回東京都少年少女学年別柔道選手権大会に於いてベスト4入賞者。及び、特に都柔連が推薦した選手。
  - (2) 2019年度に東京都より全日本柔道連盟に競技者登録をしている者。
  - (3) 種別及び体重区分は次の通りとする。

小学5年生女子	40kg級	40kg超級
小学5年生男子	45kg級	45kg超級
小学6年生女子	45kg級	45kg超級
小学6年生男子	50kg級	50kg超級
  - (4) 選手の年齢区分は次の通りとする。
    - ①小学5年生の部：平成20年4月2日以降に生まれた者
    - ②小学6年生の部：平成19年4月2日以降に生まれた者※ 但し、帰国子女等についてはこの年齢制度を適用せず、学年齢による種目に出場できる。
  - (5) 選手本人の出場意志を確認し、健康に十分な配慮を行い保護者並びに学校の承諾を得ること。
6. 審判規定
  - (1) 試合は2019年4月現在の国際柔道連盟試合審判規定及び国内における「少年大会特別規定」で行う。※柔道衣の乱れに対する新たな罰則を適用する。
  - (2) 試合時間は3分間とし、試合時間内で必ず勝敗を決する。  
勝敗の決定基準は「一本」※1「技あり」「僅差」※2とし、得点差が無かつ「指導」差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決定する（ゴールデンスコアは行わない）。  
※1「技あり」2つで「合せ技一本」とする。  
※2「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技あり）がない、または同等の場合、「指導」差が2あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
7. 試合方法 トーナメント戦で行う。
8. 計 量
  - (1) 期日：5月26日（日）
  - (2) 時間：11時～11時30分（非公式計量10時30分～11時）
  - (3) 場所：講道館 新館2階 教室

9. 参加申込 (1) 2019年4月24日（水）必着にて参加費を添えて所定の申込み用紙により下記宛に申し込むこと。  
〒112-0003 東京都文京区春日1-16-30 講道館内  
公益財団法人東京都柔道連盟（TEL03-3818-5639）  
(2) 参加費 1人1,000円

10. ゼッケン 各自でゼッケンを下記の要領にて必ず縫い付けること。  
①ゼッケンのサイズは概ね横30cm～35cm、縦25cm～30cm。  
②縫い付ける位置は、後襟から5～10cm下部とし  
対角線にも強い糸で縫い付けること。  
③ゼッケンの表記は、上部2/3に苗字を、下部1/3に  
所属団体名を男子は黒文字で女子は赤文字で記載す  
ること。  
④字体はゴシック又は楷書とする。



11. 組合わせ 4月26日（金） 東京都柔道連盟事務局で行う

12. 表彰 各種別の優勝者8名に通過賞を授与する。

13. 全国大会への派遣者 各クラスの優勝者を2019年度全国小学生学年別柔道大会【8月11日（日）愛媛県武道館（愛媛県）】の代表選手とする。準優勝者を補欠とする。

14. 保険 (1) 主催者は、参加者全員の傷害保険に加入し費用を負担する。  
（参加者は健康保険証を必ず持参すること）  
(2) 主催者は、大会中の不慮の負傷・疾病について応急処置を施すとともに、傷害保険の範囲内で責任を負うものとする。  
(3) 万が一の事故の発生に備え、参加選手独自で傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

15. その他 (1) 大切な成長過程にあることを重視し、減量を行ってはならない。  
(2) 脳震盪対応について  
ジュニア選手（20歳未満）及び指導者は下記事項を遵守すること。  
1) 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。  
2) 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。  
（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。）  
3) 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。  
4) 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。  
(3) 監督は、審判員に準じた服装（背広・ネクタイ着用）を基本とし、女性はそれに準じた服装とする。  
(4) 問い合わせは、公益財団法人東京都柔道連盟（TEL03-3818-5639）まで。